

○三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付要綱

平成30年5月1日

要綱第48号

改正 平成31年3月29日要綱第 令和4年12月9日要綱第1
23号 83号

令和5年4月1日要綱第36号 令和6年3月29日要綱第2
2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住の促進を図るため、市内において新たに住宅の取得を行う移住者及び定住者に対し、予算の範囲内において、三原市ファーストマイホーム応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 第6条に規定する補助金の交付申請を行う日（以下「交付申請日」という。）前1年以上市外に住所を有している者で本市に定住の意思を持って転入しようとするもの又は本市に転入した日から3年以内の者で転入前に1年以上市外に住所を有していたものをいう。
- (2) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供するもの（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものを除く。
- (3) 新築 新たに本市の区域内に住宅を建築することをいう。
- (4) 新規購入 本市の区域内に存する住宅を新たに購入することをいう。ただし、第6条に規定する補助金の交付申請を行う者及びその世帯員の3親等以内の親族から購入することを除く。

(5) 改修 既存住宅の維持又は向上のために行う工事で、別表第1に掲げるものをいう。

(6) Uターン等移住者 第1号に規定する移住者のうち、本市に父母又は祖父母が居住している者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第2に掲げる世帯の代表者のうち、第8条に規定する事業完了報告書の提出日以降、本市に3年以上居住することを誓約できるものをいう。ただし、次に掲げる者が世帯に属する場合を除く。

ア 福祉施設への入所を目的として転入する者

イ 市税等の滞納がある者

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている者

エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者

オ 住民自治組織等地域活動団体の活動に参加しない者

カ 市の実施する各施策に関する調査に協力しない者

キ その他市長が交付対象者として不相当と認めた者

2 新たに取得を行う住宅が共有となる場合において、補助金の交付を受けようとする者が属する世帯の世帯員以外の者が持分を有するときは、補助金の交付を受けることができないものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、別表第3に掲げるとおりとする。

(適用除外)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、住宅の改修に関し、市の補助金で市長が別に指定するものの交付を受けた者に対しては、補助金を交付しないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着手までに、三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 移住者のみで構成される世帯においては、世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）又は戸籍の附票の写し（本市への転入前に1年以上市外に引き続き住所を有していたことが確認できるもの）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 新築又は新規購入する住宅に係る見積書等の写し
- (4) 新築又は新規購入する住宅の位置図（付近見取図）、配置図、立面図及び各階平面図
- (5) 新規購入する住宅の改修に関する書類（該当する場合に限る。）
 - ア 改修する住宅に係る見積書等の写し
 - イ 改修内容の分かる図面等
 - ウ 改修予定箇所の写真
- (6) Uターン等移住者を含む世帯においては、本市に居住する父母又は祖父母の住民票及び戸籍謄本等（父母又は祖父母との続柄が確認できるものをいう。）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、申請に係る書類の審査等を行い、補助金交付の可否を決定し、三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は三原市ファーストマイホーム応援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（完了報告）

第8条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助事業を完了した場合は、三原市ファーストマイホーム応援事業完了報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。この場合において、

補助事業が完了した日から30日以内若しくは補助事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

- (1) 新築又は新規購入した住宅に係る建築工事請負契約書、売買契約書等の写し
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書
- (3) 工事請負費、購入費等の領収書の写し
- (4) 新規購入した住宅の改修に関する書類（該当する場合に限る。）
 - ア 改修した住宅に係る改修請負契約書等の写し
 - イ 改修工事費等の領収書の写し
 - ウ 改修工事箇所の写真
- (5) 地域活動参加状況等証明書（様式第6号）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定等）

第9条 市長は、前条に規定する完了報告を受けた場合において、完了報告書その他の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、三原市ファーストマイホーム応援事業補助金の額の確定通知書（様式第7号）により交付決定者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 第8条に規定する事業完了報告書の提出日から3年未満の間に、他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により住宅へ居住しなくなったとき。
 - (3) 第8条に規定する事業完了報告書の提出日から3年未満の間に、市税等の滞納があったとき。
- （その他）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 9 日要綱第 2 3 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 2 月 9 日要綱第 1 8 3 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日要綱第 3 6 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日要綱第 2 2 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

改修	内容
住宅の修繕工事、住宅の利便性を向上させる工事及び住宅の寿命を延ばす工事で右に掲げるもの	(1) 基礎（犬走りを含む。）、土台、柱、梁、屋根（雨樋を含む。）、床並びに壁の主要構造部に係る修繕及び改修 (2) 外壁、床、内壁（建具を含む。）並びに天井の仕上げ材の修繕及び改修 (3) 間取り及び部屋の改修 (4) 給排水設備配管に関する修繕及び改修 (5) 電気設備配管並びに配線に関する修繕及び改修 (6) その他これらに類するもので市長が認めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象	内容
若年移住世帯	(1) 移住者のみで構成された世帯 (2) 交付申請日において、夫婦双方の年齢が 40 歳未満で、かつ、同居する世帯

	(3) 住宅を新築（市長が別に指定する市分譲地において、市から分譲地を購入して住宅を新築する場合を除く。）又は新規購入する世帯
子育て移住世帯	(1) 移住者のみで構成された世帯 (2) 交付申請日において、生計を一にし、かつ、同居する満15歳に到達していない子（胎児を含む。）がいる世帯 (3) 住宅を新築（市長が別に指定する市分譲地において、市から分譲地を購入して住宅を新築する場合を除く。）又は新規購入する世帯
若年定住世帯	(1) 交付申請日において、夫婦双方の年齢が40歳未満で、かつ、同居する世帯 (2) 市長が別に指定する市分譲地において、市から分譲地を購入して住宅を新築する世帯
子育て定住世帯	(1) 交付申請日において、生計を一にし、かつ、同居する満15歳に到達していない子（胎児を含む。）がいる世帯 (2) 市長が別に指定する市分譲地において、市から分譲地を購入して住宅を新築する世帯

別表第3（第4条関係）

補助対象経費	補助金額
若年移住世帯及び子育て移住世帯に係る住宅を新築又は新規購入する費用のうち、土地取得相当額を除いた額及び新規購入した住宅の改修費用	次のうち、いずれか低い額とする。 (1) 50万円に、次の金額を加算した額 ア 婚姻から1年未満に交付申請を行う世帯である場合 10万円 イ 子育て移住世帯において同居する満15歳に到達していない子（胎児を含む。）1人につき10万円 ウ Uターン等移住者を含む世帯である場合 10万円

	(2) 新築費用のうち土地取得費用を除いた額に10分の1を乗じて千円未満を切り捨てた額 (3) 新規購入費用のうち土地取得費用を除いた額に10分の1を乗じた額に、住宅の改修費用に2分の1を乗じた額を加算し、千円未満を切り捨てた額 (4) 100万円
若年定住世帯及び子育て定住世帯に係る住宅を新築する費用のうち、土地取得相当額を除いた額	次のうち、いずれか低い額とする。 (1) 80万円に、次の金額を加算した額 ア 移住者のみで構成される世帯である場合 20万円 イ 婚姻から1年未満に交付申請を行う世帯である場合 10万円 ウ 子育て定住世帯において同居する満15歳に到達していない子（胎児を含む。）1人につき 10万円 (2) 新築費用のうち土地取得費用を除いた額に10分の1を乗じて千円未満を切り捨てた額 (3) 市から購入した分譲地価格に5分の1を乗じて千円未満を切り捨てた額 (4) 100万円

様式第1号（第6条関係）

三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付申請書

年 月 日

三 原 市 長 様

（申請者）〒

住 所

氏 名

電話番号

三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付要綱第6条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 申請する補助対象の種類(該当する欄に○をしてください)
(若年移住世帯 ・ 子育て移住世帯 ・ 若年定住世帯 ・ 子育て定住世帯)

- 2 新築又は新規購入する住宅

住宅の所在地	三原市
事業完了予定年月日	年 月 日

- 3 補助金交付申請額 金 円
参考 新築・新規購入費用 金 円
改修費用 金 円

- 4 世帯員の状況

	氏 名	続 柄	生年月日	住所（申請者と異なる場合）
1		本人	年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	

- 5 添付書類

- (1) 移住者のみで構成された世帯においては、世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）又は戸籍の附票の写し（本市への転入前に1年以上市外に引き続き住所を有していたことが確認できるもの）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 新築又は新規購入をする住宅に係る見積書等の写し
- (4) 新築又は新規購入をする住宅の位置図（付近見取図）、配置図、立面図及び各階平面図
- (5) 新規購入した住宅の改修に関する書類（該当する場合に限る。）
 - ア 改修する住宅に係る見積書等の写し
 - イ 改修内容の分かる図面等
 - ウ 改修予定箇所の写真
- (6) Uターン等移住者を含む世帯においては、本市に居住する父母又は祖父母の住民票及び戸籍謄本等（父母又は祖父母との続柄が確認できるもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

誓 約 書 兼 同 意 書

年 月 日

三 原 市 長 様

住 所

氏 名

私は、三原市ファーストマイホーム応援事業補助金の交付申請をするに当たり、次の事項について誓約及び同意いたします。

- 1 私及び私と生計を一にし同居する家族は、三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する事業完了報告書の提出日以降、三原市を生活の本拠地と定め継続して居住します。
- 2 住民自治組織等地域活動団体の地域活動に参加するとともに、三原市が実施する各施策に関するアンケートや、生活の実態把握のための調査等に協力いたします。
- 3 三原市への移住に伴い住宅を新規購入する場合、住宅は私と私の世帯員の3親等以内の親族から購入するものではありません。
- 4 次の各号に該当したときは、速やかに市長に報告します。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 要綱第8条に規定する事業完了報告書の提出日から3年未満の間に、他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により住宅へ居住しなくなったとき。
 - (3) 要綱第8条に規定する事業完了報告書の提出日から3年未満の間に、市税等の滞納があったとき。
- 5 前記4のことに違反があったとき又は申請に事実と相違することがあった場合で市長から補助金の返還を求められたときは、当該補助金を直ちに返還します。
- 6 要綱に基づく補助金の交付に係る審査及び交付後の居住状況の確認等のため、私に係る課税台帳・住民基本台帳等個人情報に関し、市長が関係機関に照会し、調査することに同意します。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名）

三 原 市 長 

三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三原市ファーストマイホーム応援事業補助金について、三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定金額 金 円

2 交付条件

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名）

三 原 市 長 

三原市ファーストマイホーム応援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三原市ファーストマイホーム応援事業補助金について、審査の結果、交付決定に至らなかったため、三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

不交付決定の理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

三 原 市 長 様

（申請者）〒

住 所

氏 名

電話番号

三原市ファーストマイホーム応援事業完了報告書

三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 新築又は新規購入した住宅

住宅の所在地	三原市
居住開始年月日	年 月 日

2 補助事業等に要した額 金 _____ 円

参考 新築・新規購入費用 金 _____ 円

改修費用 金 _____ 円

3 添付書類

(1) 新築又は新規購入した住宅に係る建築工事請負契約書、売買契約書等の写し

(2) 土地及び建物の登記事項証明書

(3) 工事請負費、購入費等の領収書の写し

(4) 新規購入した住宅の改修に関する書類（該当する場合に限る。）

ア 改修した住宅に係る改修請負契約書等の写し

イ 改修工事費等の領収書の写し

ウ 改修工事箇所の写真

(5) 地域活動参加状況等証明書（様式第6号）

(6) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第8条関係）

地域活動参加状況等証明書

年 月 日

【住民自治組織等地域活動団体】

団体名

役職名

氏 名

住 所

電話番号

次の者に係る当団体における地域活動の参加状況を次のとおり証明します。

1 住 所 三原市

氏 名

2 地域活動の参加状況

- ☐ 地域活動に参加している。
☐ 地域活動に参加していない。

注意事項

- 1 地域活動の参加状況について、「☐（チェックボックス）」のいずれかに「☒」印を記入してください。
- 2 地域活動とは、地域における清掃、防災、見守り・安全確保、イベントの運営等のボランティア活動を想定しています。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（住 所）

（氏 名）

三 原 市 長 印

三原市ファーストマイホーム応援事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した三原市ファーストマイホーム応援事業補助金の額を、三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり確定します。

交付決定額 金 円

確 定 額 金 円